

第1編 行審 61条

第1章 はじめに

行審 61 条は、審査請求に関する規定の一部を、再調査の請求（再調査請求）に準用する旨規定しています。まずは、実際の規定（ただし、一部加工しています）を確認するところから始めましょう。

行審 61 条

第9条第4項、第10条から第16条まで、第18条第3項、第19条……、第20条、第23条、第24条、第25条……、第26条、第27条、第31条……、第32条……、第39条、第51条及び第53条の規定は、再調査の請求について準用する。（以下略）

審査請求に関する規定は「第2章 審査請求」に設けられており、具体的には9条から53条まであります。つまり、「再調査請求に準用される審査請求に関する規定」というのは、実はそのほんの一部にすぎないのです。

では、どうして“ほんの一部”しか準用されていないのかと言うと、それは『審査請求』と『再調査請求』では、不服申立ての構造が異なるから」です。

「審査請求」は、審査請求をすべき行政庁が、当該処分庁等の最上級行政庁とされています（行審4条4号）。つまり、審査請求というのは、処分庁等以外の行政庁に審査を求める構造になっています。これに対して、「再調査請求」は、処分庁に対して請求するものとされています（行審5条1項）。つまり、再調査請求というのは、処分庁に審査を求める（処分庁自身が審理を行う）構造になっています。

このように、審査請求と再調査請求では、審査・審理の構造が異なっているため、審査請求に関する規定は準用しないのが自然だと言えます。例えば、行審17条の「審理員となるべき者の名簿」に関する規定は、審理員が存在しない再調査請求には不要ですから準用されません。

もっとも、審査請求に関する規定であっても、再調査請求のほうでも必要なものと判断されたものについては準用されています。例えば、行審11条の「総代」に関する規定は、再調査の請求をする者（再調査請求人）が複数いる場合に必要ですから、再調査請求に準用されています。

以上のような事情から、再調査請求の場合、審査請求に関する規定の準用は、「原則：準用しない、例外：一部についてのみ準用する」という形になっています。

■行審 61 条の場合

原則	準用されない
例外	一部についてのみ準用される

試験対策との関係で言うと、再調査請求における準用の状況を覚えるのにあたっては、「例外のほうを覚えておき、覚えていないものが出てきたら『原則=準用されない』ものだ」として正誤を判断する等していただくとよいでしょう。